

論文審査の結果の要旨および担当者

報告番号	※	第	号
------	---	---	---

氏 名 DONKEODAVONG Latdavanh

論 文 題 目 ADMINISTRATIVE RESPONSIBILITY FOR WATER
POLLUTION PREVENTION IN LAOS: LESSONS LEARNED FROM
JAPAN (ラオスにおける水質汚濁防止に関する行政責任—日本からの示唆—)

論文審査担当者

主 査

名古屋大学大学院法学研究科教授	稲葉一将
名古屋大学大学院法学研究科教授	市橋克哉
名古屋大学大学院法学研究科教授	深澤龍一郎

別紙 1 - 2

1. 本論文の目的

本論文は、水質汚濁防止法を素材として、ラオスにおける行政法の特質を解明するとともに、中長期的および短期的な時間軸において論じられるべき法的問題点を提示しようと試みたものである。

水質汚濁防止法が素材とされているのは、外資も獲得しながら急速に進められている食品製造等を目的とする工場建設と操業が、河川や湖沼等の水質汚濁を生んでいるからである。つまり、農業国であるラオスがいわゆるグローバル化を経験する過程で、開発による経済成長と水質汚濁とが矛盾するなかからあらわれてくる国家介入の一形態に、学位申請者は注目するのである。

そして、国家介入による矛盾の処理といっても、資本主義諸国における矛盾の処理とは異なる仕方でそれが行われていることにも、学位申請者は注目する。つまり、ラオスにおいては、水質汚濁による被害者と加害者との間の紛争が裁判所によって裁断されるという市民法的な法現象があらわれていない。裁判所ではなくて、行政が加害者に対して、過去の加害行為についての制裁を行うのが、ラオスにおける典型的な法現象である。

ところが、個々の紛争事例を注意深く観察すると、被害者が蒙った損害についての補償機能を有する行政の活動が、制裁活動に加わった事例も存在する。過去の加害行為に対する制裁のみならず被害者救済機能も生まれているのであれば、この先には、被害の予防を目的とする本格的な行政法現象を展望するという論理を発見することも、不可能ではない。そこで、学位申請者は、ラオスとは異質な社会体制を有する日本において、何度も繰り返されてきた水質汚濁と健康被害が、どのような行政法現象を生みだしてきたのかを検討しながら、ラオスにおけるこの素材についての中長期的および短期的な法的問題点を提示しようと試みるのである。

2. 本論文の構成

以上に述べた目的を達成するために、本論文がどのような構成によって論証を試みているのかを次に述べることにしたい。本論文は、「はじめに」、「第 1 章行政責任の概念」、「第 2 章ラオスにおける水質汚濁防止のための法制度、行政組織および行政活動」、「第 3 章水質汚濁防止のための日本の経験」、「第 4 章ラオスにおける水質汚濁防止法の問題点」および「おわりに」から構成されている。

本論文の目的と論証の手順が示された「はじめに」に続いて、「第 1 章行政責任の概念」では、まず一般的に、西欧において法的責任 (legal liability) とこれから区別される広義の責任 (responsibility) とが有する連続性が論じられている。ここから、学位申請者は、被害者と加害者との紛争が裁判所によって裁断され、損害賠償責任などの法的責任が追及されるという慣行が社会において定着していないラオスにおいて、広義の責任を論じようとする。そして、ラオスにおいては、加害者が、

その過去の加害行為について行政を含む国家機関からの制裁を受けているという事実注目する。社会主義体制において、国家との関係において加害者の責任が追及され、刑事制裁と行政による制裁とが連続性を有するというラオスに特徴的な法制度の存在が述べられている。また、ラオス法一般の特質をより客観的に述べるために、日本の行政法一般が論じられている。行政組織法における分担管理原則および行政庁の概念、行政作用法における行政行為概念といういずれも行政責任の明確化が可能となる基本概念の存在が論じられた後に、国家賠償法や行政事件訴訟法といった行政責任を追及するための法制度の存在が論じられている。

以上の検討の結果、ラオスは加害者の責任が行政を含む国家から追及される法制であるのに対して、日本においては、加害行為が行われぬようにこれを規制すべき行政の責任が法的問題点であると述べられている。

第 1 章において一般的に述べられたラオス法の特質が、水質汚濁防止法においてどのようにあらわれているのかが、「第 2 章ラオスにおける水質汚濁防止のための法制度、行政組織および行政活動」において、述べられている。

学位申請者によれば、まず、外資の活用を含む工場建設と操業にともなって増大した水質汚濁に対処するために、1996 年以降に矢継ぎ早に立法が行われた結果、現在は 6 本の関連法律が存在する。しかし、環境保護一般について定めた法律のほかには、個々の環境被害に対処するために、公衆衛生、加工処理業、化学物質管理、水資源管理および鉱業というように個別の分野毎の法律が相互関連性なく存在しており、一般法と個別法というような体系性なく立法が行われている。次に、行政組織に関しても、省別の組織が存在しており、任務も定められているが、しかし、大気汚染や水質汚濁というような各分野に責任を負う行政組織の役割分担は、はっきりしていない。むしろ首相周辺の行政組織の指示を受けた行政組織が、指示内容どおりに活動するという意味で、集権性および役割分担の不明確性が顕著である。最後に、行政活動のルールに関しても同様であり、環境アセスメント計画の策定、排出基準の設定および許認可といった複数の行政活動が法律に定められているが、たとえば排出基準と許認可要件との連関ははっきりしておらず、概してそれぞれの行政活動の相互関連性は希薄である。

第 3 章は、第 2 章までとは異なり、日本において、水質汚濁防止に関する立法、裁判例および理論がどのような展開を経験してきたのかが論じられている。明治期以降に公害問題を何度も経験してきた日本においては、たとえば 2004 年の最高裁判決が水俣病被害に関する規制権限不行使の違法を認めて、県と国に賠償を命じた。学位申請者によれば、こうして長い時間をかけてこの最高裁判決のような法現象が生まれるまでには、いくつかの重要な立法、下級審判決の蓄積および新規性を有する理論が存在していた。

本論文において述べられているのは、第 1 に、水質汚濁防止法が制定されること

となったいわゆる公害国会において、それ以前の諸法律に存在していた経済調和条項が削除されたという事実である。第 2 に、経済発展から生命および健康の保護へと価値が転換することによって、下級審判決においても、行政の規制権限不行使によって国民がその生命および健康を害されたと判示するものがあらわれたという事実である。第 3 に、このような法現象の新規性を論ずる学説が、規制権限行使に関する行政裁量の零への収縮論や国民の健康権実現のための行政の作為義務論を展開するようになったという事実である。最後に、これらの価値転換を背景として、水質汚濁防止法などの国法が授権した都道府県知事が権限不行使となりがちな場合において、住民要求に応答する市町村が国法とは別に、独自の水道水源保護措置を講じるようになった事実にも注意が払われている。

日本の経験についての第 3 章の分析を経ることで、「第 4 章ラオスにおける水質汚濁防止法の問題点」の検討が可能となっている。ここで再び両国の差異と共通性への注意が示された後に、ラオスにおける複数の紛争事例が紹介されている。紛争の経緯と結果が述べられた後に、同種の紛争が日本において生まれていたとすればありえた法的争点と紛争解決方法が論じられている。このような試論を行うことで、学位申請者は、ラオスにおける法的問題点の析出を企図しているのである。

第 4 章において論じられているラオスにおける法的問題点は、第 1 に、日本における分担管理原則、行政庁および行政行為の諸概念と同様に、規制権限と責任を有する行政組織または行政機関をはっきりさせつつ、規制権限不行使の違法性が争点となる国家賠償法等の法制度を整備する必要性である。しかし、ラオスの現状においては、この第 1 の問題点が克服されるまでには長期の時間を要する。そこで第 2 に、水質汚濁の被害者からの *petition* をきっかけとして行われる村レベルでの仲裁が、現在よりも充実したものとなりうるための条件整備の必要性が主張されている。

以上の叙述を経て、「おわりに」においては、中長期的な法的問題点と短期的なこれとを区別しながら、学位申請者は、第 4 章で述べられた第 1 の問題点が、ラオスにおいて論じられるべき問題点であると主張している。その中長期的な法的問題点を論ずるに際しては、今後の研究課題として、不服の申立て (*complaint*) と行政による違法行為の是正 (*correction*) が、今後どのように進化するのかの分析が必要であり、その際には、人民裁判所 (*people's courts*) とともに人民検察院 (*people's procurators*) の役割にも注意が払われるべきであると述べられている。

3. 本論文の評価

急速な経済発展にともない発生している水質汚濁および健康被害の現実に対して法律学から接近を試みて、被害者救済や被害発生の予防のための法的問題点を解明するという研究課題が存在することは、ラオスにおいても自明のことであるのかもしれない。しかし、この研究課題にどのような接近を試みるのが、ラオスにおいて有効であるのかの論議は、ほとんど自覚されていないといってよい。学位申請者

が指摘するように、三権分立や行政権とは異なる第三者による普遍的な権利救済が実現困難であるという現実的な認識から分析を開始した本論文は、このようなラオスの現状認識を出発点として、日本における行政による規制権限不行使の違法に関する法現象に注目したものとして、一つの個性ある研究成果であるといつてよい。このような本論文が名古屋大学の博士（比較法学）学位の水準を満たしているものであるのか否かを、以下で判断することとしたい。

A「アジア法整備支援」に関わる「実務的・理論的課題の発見・解決に貢献している」こと。

本論文は、ラオスにおける水質汚濁防止法に即して、どの行政組織がどのような責任を負うのかがはっきりと定められておらず、排出基準の設定行為と許認可との関連性もはっきりとしていないという実務的課題を明らかにしている。そしてこのような現状の把握は、日本における行政組織法（分担管理原則および行政庁の概念）や行政作用法（行政行為の概念）の検討という理論的考察によって、可能となっている。本論文は、水質汚濁防止法制の整備を素材としつつ、ラオスにおける実務的課題のみならず、その背景に存在する（行政法の）理論的課題の発見に貢献するものであると評価できる。

B「主として比較法学的」手法によること。

本論文は、西欧における責任概念を論じている。そして、この概念をいわば導きの糸として、社会体制が異なるラオス（加害者の行政に対する責任）と日本（行政の被害者に対する責任）との一般的な差異が述べられている。また本論文は、急速な経済発展が公害問題を生んでいるという点では、アジアにおける共通の課題が存することを指摘している。さらに、私人間紛争の司法的解決とは異なり、行政介入によって紛争を防止するというところにも、両国の差異とともに共通性が見いだされている。このような本論文は、ラオスと日本との異質性と共通性との比較を、水質汚濁防止法に即して試みたものであり、このことは、主として比較法学的手法による研究が行われたことを示している。

C「一次資料として主として母語によるものを持ちいるとしても、英語・日本語等母語以外の言語を用いて関連の研究動向を分析しており、それを前提に議論を進めている」こと。

Bで述べたとおり、本論文は、水質汚濁防止法に即してラオスと日本との比較を、英語の概念である法的責任（liability）よりも広義の責任（responsibility）の概念を用いることで試みている。両国の現状を、英語を用いて表現しようと試みたものとして、本論文を評価することができる。また、本論文の目的を達成する限りにおいてではあるが、日本の行政法現象に関する英語等の言語が用いられている。このような本論文は、ラオスにおける法的問題点の解明を、母語以外の言語を用いて試みているものであると評価できる。

D「問題設定が明確であり、設定した問題に対する自分なりの回答が出されている」こと。

本論文の問題設定は、第 1 に、ラオスにおける水質汚濁防止法の現状を明らかにすることであり、第 2 に、ラオスにとっての外国法である日本の行政法の何が参考に値するのかを論ずることであり、第 3 に、第 2 の検討によって得られるラオスにおける法的问题点を提起することである。第 1 の問題点については、ラオスの法制が、加害行為者に対する過去の加害行為についての制裁を内容とするものであるという回答が示されている。第 2 については、行政による規制権限不行使の違法に関する法制度と裁判例が参考に値すると論じられている。第 3 については、加害行為者に対して過去の加害行為に制裁を行うという現状から被害者の救済機能の付加への展開、そして被害を予防するための行政の作為義務をも展望するという結論が得られている。このような本論文は、設定した問題についての一つの説得的な回答を示すものであると評価できる。

E「従来の研究と比較して独自性が認められる」こと。

アジアにおける公害問題について、西欧の市民法的観点からの接近を試みた研究は、少なくないのかもしれない。しかし、ラオスにおける水質汚濁防止法の問題点を、日本の行政法現象を検討することによって解明しようとしたところに、本研究の独自性が認められる。行政による規制権限不行使の違法についての法制度、理論および裁判例のみならず、国法が授權していない市町村による水道水源保護の取り組みまでも検討対象にしながら、行政による制裁と村レベルでの仲裁という法現象があらわれているラオスにおける法的问题点の解明を論じた本研究は、他にはない独自性が認められると評価できる。

F「論理的に堅固であり、予想される批判に対する回答が用意されている」こと。

本論文は、加害者の行政に対する責任から行政の被害者に対する責任へ、というパラダイム転換の論理を述べたものである。このような本論文の主張に対しては、パラダイム転換の論理が現実のものとなりうるための諸条件をラオスに即して述べることが要求される。本論文は、このような批判を想定しつつ、論じられるべき中長期的な法的问题点と短期的な法的问题点とを区別しながら、それぞれを論じている。短期的には、petition 制度による行政内部における監督や村レベルでの紛争の仲裁が存続するが、水質汚濁（公害）に特有の深刻な健康被害の続出によって、これらの限界が意識されるようになり、そこから中長期的な問題点の克服が開始されるという回答が用意されている。もちろん、学位申請者が有するこのような認識はやや楽観的であり、また短期的な問題点と中長期的な問題点との連続性についての分析も、やや物足りないと評価することもできる。しかし、学位申請者は、このような本論文に対する批判を想定しており、批判に対してありうる一つの回答が用意されていると評価できる。

4. 結論

以上のような評価の結果、審査委員会は、本論文が、名古屋大学の博士（比較法学）学位授与にふさわしいものであると判断した。